

# 文書質問整理表

令和2年5月に開催予定としていた閉会中常任委員会の代替とし、奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づいて行った文書質問の質問内容と回答、またそれに対する意見・要望は次のとおりである。

常任委員会名 : 総務委員会  
質問者 : 山口裕司

## 1、質問内容及び回答

回答者：総務部長

(担当課：財政課)

1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付について	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>①4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について国から示された限度額についてお答えください。</p> <p>②5月臨時議会で成立した補正予算の内、市独自の新型コロナウイルス感染症防止協力金や予備費など合わせて6億900万円は、財政調整基金からの繰入れで予算措置し、国の臨時交付金の配当額を充当する予定とのことでした。</p> <p>一方、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集」では様々な活用について例示されています。臨時議会で議決した補正予算以外の追加的な支援等に活用できるのか、活用方針についてお答えください。</p> <p><b>【回答内容】</b></p> <p>①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について国から示された限度額について</p> <p>国全体1兆円の予算のうち約7,000億円分として、現時点で国から示されている第一次交付限度額は、地方単独事業に係る算定額であり、本市の金額は8億9,384万6千円です。</p>
---------------------------------	--

	<p>② 5月臨時会で議決した補正予算以外の追加的な支援等に活用できるのか、活用方針について</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今後補正予算に計上するもの、当初予算に計上されているもの、予備費に計上されたものについて交付対象となるため、5月臨時会で議決された補正予算以外の追加的な支援等にも活用可能であり、6月議会においても交付対象事業を提案予定です。交付対象事業の申請については、夏以降に予定されている第二次の実施計画申請を見据えて、交付対象事業の抽出をすすめてまいります。</p>
--	---

回答者：総務部長

(担当課：財政課)

<p>2、指定管理を行い利用料金制度を導入している市の施設への収入減に対する補填について</p>	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>指定管理を行い利用料金制度を導入している市の施設では、この間、新型コロナウイルス感染拡大防止のために閉館・休館となり、それに伴い利用料収入が減収になっていると思われます。減収により労働者の休業に対する補償がされているのか。雇い止めなどされていないかなども懸念されます。また今後の施設の運営にも影響が出てくると思われます。</p> <p>奈良市として減収の実態を調査し、財政的な補填が必要と思ひますがその考えについてお答へください。</p> <p><b>【回答内容】</b></p> <p>本市では、指定管理制度を導入するにあたり施設の利用料金を当該施設の指定管理者の収入として収受させているものがあります。</p> <p>それらの施設の内、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館等したことによる収益の減少、または施設自体は休館等を行っていないが、新型コロナの影響により収益の減少が発生している施設について施設所管課より連絡を受けています。</p> <p>しかしながら、各施設における設置目的や施設、指定管理者の現状に差があることから、一律に対応することは困難です。施設所管課による現状把握に努め、基本協定書の規定に基づき適切に対応することにより、施設の設置目的の達成に対する影響を最小限に抑えるよう検討してまいります。</p>
--	--

回答者：危機管理監

(担当課：危機管理課)

3、避難所における感染症対策等について

**【質問の具体的内容】**

①3月議会での予算決算委員会総務分科会での「避難所における感染症対策等について」の質問に対し「地域防災計画の中で『保健等対策計画』及び『防疫対策計画』として、避難所における感染症対策について計画しているところ」とのことでした。

現在、起きている新型コロナウイルス感染症については感染拡大防止の点で3密を避けること必要です。今後の災害時における避難所のあり方についてどのように考えているのかお答えください。

②地震災害時の避難者の想定数について、奈良県が平成16年10月に作成した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」に基づき、ピーク時における避難者数を約13万と想定していたものを、専門家の方の助言を踏まえ、より現実的な想定数として、最大避難者数を50,160人に見直されたことが、3月議会での予算決算委員会総務分科会質問に対する答弁でされました。現在の1次、2次の指定避難所148箇所の収容人数は、51,327人を確保しているので市全体としての避難所スペースは確保できているとのことでしたが、3密を避けるという点で避難所の箇所数を増やすことについてはどのように考えているのか。お答えください。

**【回答内容】**

①今後の災害時における避難所のあり方について

今後の災害時における避難所のあり方についてでございますが、避難所における感染症対策につきましては、令和2年4月1日付けで、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長から都道府県、各保健所設置市、特別区の防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長あてに、「避難所における新型コロナウイルス感染症へ対応について」として、災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期するための技術的助言が発出されました。

本市におきましても、まず、避難所の開設時に、三つの密（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場

面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の回避のために、施設の常時換気や避難者同士の適切な距離の確保など、運営管理面で対策とともに、避難者、運営スタッフ等、避難所に入出入りする者への健康確認、マスク着用と手指のアルコール消毒の徹底など、衛生管理面における対策を行いたいと考えております。併せて、そのための避難所用の備蓄といたしまして、マスクや消毒液等の確保、配置に努めてまいります。

#### ②避難所の箇所数を増やすことについて

新型コロナウイルス感染症の対策のための、避難所箇所数の拡大についてでございますが、確かに感染症のリスクを回避するため、避難者同士の適切な距離の確保による収容可能な人数の減少への対応は大きな課題であると認識をしております。

令和2年4月7日付けで、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長から都道府県、各保健所設置市、特別区の防災担当主管部（局）長、衛生主管部（局）長あてに、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」として、先の通知の内容を補充するため、留意事項が取りまとめられ、本市におきましても、指定避難所以外の避難場所の協定先であるホテルや国の施設などの活用とともに、今年度制度化いたしました届出避難所設置の推進など、より多くの市民が避難できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

回答者：総合政策部長

(担当課：人事課)

4、新型コロナウイルス感染症に係る人事に関すること

**【質問の具体的内容】**

- ①新型コロナウイルス感染症の関係で保健所や支援策に係る職場の体制強化について体制の強化や異動についてどのような方針で対応しているのか。お答えください。
- ②職員の在宅勤務の実態や健康管理。新型コロナウイルス感染症に関する健康や仕事の不安に対する相談の取り組みについてどのようになっているのか。お答えください。
- ③コロナ禍の中で新規職員採用に当たって選考試験はどのように対応しているのかお答えください。

**【回答内容】**

①新型コロナウイルス感染症の関係で保健所や支援策に係る職場の体制強化について体制の強化や異動についてどのような方針で対応しているのか。

新型コロナウイルス感染症の対策については、最優先課題として、庁内を挙げて取り組んできました。

ウイルス対策の最前線となる保健所や、特別定額給付金支給を担う福祉政策課、経済的に困窮した事業者への支援を行う産業政策課等に対し、人事異動や期間を限定して他部署の職員の事務従事などを行っています。

職員の選任に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に事業・業務が延期、縮小となった職場等を中心に、業務の専門性も考慮しつつ、過去に同様の業務の経験がある者を選任するなど、業務内容に応じた適正配置に努めております。

今後についても、感染症の推移やこれまで大きな制限を受けてきた経済活動の復興など、社会の状況や市の事業・業務の進捗も見ながら市民の生活を第一に考え、速やかに、また柔軟に対応してまいります。

②職員の在宅勤務の実態や健康管理、新型コロナウイルス感染症に関する健康や仕事の不安に対する相談の取り組みについてどのようになっているのか。

職員の感染リスクを最小限とするため外出自粛の観点を重視し、在宅での業

務可能なものについては在宅勤務とすることとして、4月20日から妊娠している職員を対象に実施し、その後、22日からは対象を全職員に拡大しました。併せて、3月から実施している時差勤務も継続しており、職員の感染防止に努めております。

4月21日以降5月1日までの制度開始初期の段階で、本庁舎勤務職員の出勤率としては平均約60%となっているところでございます。

在宅勤務については、情報セキュリティの観点から持ち出せる情報や資料に制限をかけたことから、普段職場で行っている業務と同様にはいきませんが、在宅での業務として、各種マニュアル作成や業務に関係する法令等の知識習得、業務改善の検討などに取り組むものとししました。

初めての試みで仕事への不安を抱く職員もいたものと推察しますが、現時点で感染が確認された職員はおらず、出勤する職員数を抑制して業務を行うという目的は概ね達成できたと考えております。

会計年度職員についても在宅勤務を適用しており、健康面に配慮しながら雇用の不安解消に努めたところでございます。

③コロナ禍の中で新規職員採用に当たって選考試験はどのように対応しているのか。

令和3年4月採用予定者の採用試験については、令和2年3月25日に試験案内を発表し、令和2年4月1日から4月10日の期間で申込みを受付したところ、763名の応募がございました。

試験案内では、第1次試験として受験者全員に集団面接、書類選考を行うこととしておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、集団面接については、実施を見送らせていただきました。

また、同様に、第1次試験である総合能力試験（SPI試験）については、受験者がテストセンター会場を選択して実施することにしてはりましたが、自宅のパソコンを通して受験するかたちに変更したところでございます。

第2次試験以降の実施方法については、新型コロナウイルス感染症の動向等を注視しながら判断することになるため、試験案内に記載した方法から変更する可能性もございますが、本市を志望する方が不安を感じることをないように、適時の情報提供に努め、このような緊急事態でも柔軟に対応できるような人材の確保につなげたいと考えております。

回答者：総合政策部長

(担当課：総合政策課)

5、第5次総合  
計画について

**【質問の具体的内容】**

「第5次総合計画（案）未来ビジョン2030」が関係者、市民のみなさんの議論を経て示されました。これからの10年間で目指すまちの姿を示す計画と位置付けられています。

一方でその後、新型コロナウイルス感染症の問題が広がる中で第5次総合計画（案）についても見直しが求められている点もあると思います。今後の対応についてのお考えをお答えください。

**【回答内容】**

現在、策定を進めている第5次総合計画につきましては、昨年度から、市民ワークショップ、総合計画策定委員会、総合計画審議会等を経て、素案を本年3月に作成し、4月1日から5月7日までパブリックコメントを実施し、その結果を受けて6月定例会へ議案を提出する予定としておりました。

現在の素案につきましては、市民の皆さまをはじめ、多数の方からのご意見・ご審議をいただきながら、市民と行政がともに目指す奈良市の将来像として2030年のまちの姿をつくり上げたものです。

そのため、「未来ビジョン」が示すまちの方向性やその実現に向けた推進方針については大きく変わらないものと考えておりますが、一方で新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は想定を大きく超えるものとなり、感染症対策として検査・医療体制の更なる強化に加え、いわゆる、アフターコロナ「新しい生活様式」への転換も提示されているところです。

また、オンライン学習等の在宅学習の支援やテレワーク、オンライン会議の促進など、教育や働き方における社会システムの移行も予測されるところです。

一方、外出自粛・営業自粛要請等による観光客の激減や地域経済の落ち込みも看過できるものではなく、奈良市の経済や雇用への影響・対策についても加味する必要があると考えております。

以上のことから、第5次総合計画の素案につきましては、新型コロナウイルス感染拡大への保健医療・教育などの対応や観光、商工業など影響を整理した上で再検討したいと考えております。また、議案の提出時期につきましても収束状況を見極めながら検討してまいります。

回答者：総務部長

(担当課：滞納整理課)

6、市税における猶予制度について

**【質問の具体的内容】**

新型コロナウイルス感染症に伴う支援として、「市税の納付が困難な事情がある方は、猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除され、財産の差押えや換価(売却)が猶予される制度が適用される場合がある」と紹介されています。市民からの相談の現状と対応についてお答えください。

**【回答内容】**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、収入が減少した個人事業主の方などを対象に、徴収を猶予する特例を認める地方税法の一部を改正する法律が、4月30日に公布施行されました。

本市においては従前からホームページでお知らせしておりましたが、法施行後、改めて掲載し直しその制度の周知を図っているところです。

5月18日時点での、市民からの相談の現状と対応については以下の通りです。

① 相談の現状について

お問い合わせやご相談は4月上旬より多数頂いておりますが、その中には特例制度が対象とする納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までとなる市税(新規課税)分のみならず、それ以前から滞納となっている(既滞納)分の市税についてのものもあります。

令和2年度固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知書が発送されたところですが、相談等の件数は5月18日時点で、新規課税分・既滞納分あわせて計239件と多くなっております。

② 対応について

徴収猶予の特例制度についての申請を希望された方に対しては、制度説明の上「徴収猶予申請書(特例制度)」を送付し、ご返送いただいた分については収入減少の状況や当面の運転資金等に関する審査をした上で速やかに決定し、徴収猶予許可通知書を送付しているところです。

また既滞納分の納付の猶予を希望される方については、既存の制度である「換価の猶予」などを活用し、生活状況などを考慮した対応を行っております。

5月14日に市県民税の特徴決定通知が発送され、6月上旬には普通徴収納税通知の発送が予定されていることから、今後も多くの市民の方からご相談が

	<p>寄せられるものと予想しております。</p>
--	--------------------------

引き続き、一時に市税を納付することが困難となっている市民の方への丁寧な説明・対応を行ってまいります。

## 2、意見・要望

質問事項	意見・要望
1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付について	追加的な支援に活用することは可能とのことです。追加的な支援については、この間の自粛や休業で窮地に追い込まれている事業者へ支援に重点を置く必要があると思います。また、国の支援策や交付金待ちになるのではなく、市の予算で先行して、支援策をおこなうことが必要と考えます。
2. 指定管理を行い利用料金制度を導入している市の施設への収入減に対する補填について	新型コロナの影響により収益の減少が発生している施設があることについては認識をされているとのことでした。一方で一律に対応することは困難とのことでした。市民サービスの低下につながらないように、それぞれの施設の実態を調べていただき、対応できることを考えていただくよう要望します。
3. 避難所における感染症対策等について	指定避難所における3密の回避とともに、施設における感染防止のための資材の備蓄に力を入れていただきたい。また、地域における多様な避難所の確保に今後も努力していただき、市民にもわかりやすく周知していただくよう要望します。
4. 新型コロナウイルス感染症に係る人事に関する事	<p>新型コロナウイルス感染症の収束には、なお時間がかかると思われます。同時に感染流行の第2波も想定されます。時々の状況に応じ、市民のいのちや安全を何よりも大切にするための必要な体制強化がスピード感を持って行われるよう要望します。</p> <p>また職員のみなさんが、健康で安心して働くことが出来るよう相談体制や職場の環境整備に努めていただくよう要望します。</p>
5. 第5次総合計画について	<p>新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ第5次総合計画の素案について再検討したいとの考えが示されました。</p> <p>これまでの経過や市民の声を踏まえつつ、答弁にあるように新型コロナウイルス感染症の影響で観光客の激減や地域経済の落ち込みがあることも踏まえ、対策が必要。特に内需拡大による地域経済の活性化をはかる方向が必要だと考えます。</p>

6、市税における猶予制度について	新型コロナウイルス感染症の影響で税金を払いたくても払えない方が増えています。答弁にあるように個々の状況に応じ、引き続き出来る限り丁寧に親身な対応を要望します。
------------------	---